資　料　編

第5次福井市地域福祉活動計画　策定の経過

年　月	事　業	内　容
令和 8年 6月25日	第1回策定委員会	■委嘱状交付 ■委員長、副委員長の選出 ■第5次地域福祉活動計画策定の趣旨について ■第4次地域福祉活動計画の評価（4年間のまとめ）と令和8年度の取り組み ■第5次地域福祉活動計画策定にあたって「検討が必要な課題及びニーズについて」「近年の地域福祉活動に関するキーワード」 ■第5次地域福祉活動計画の体系（案）＜目標、活動の柱＞ ■今後のスケジュールについて
6月1日～ 6月30日	関係機関団体にヒアリングシート配付及び回収	■地域課題及びニーズのヒアリング（28団体）
6月2日	関係機関団体懇談会 （国際交流協会）	■外国にルーツがある人の地域課題及びニーズのヒアリング
7月4日	関係機関団体懇談会 （障がい者分野）	■障がい者本人・家族の地域課題及びニーズのヒアリング
9月24日	第2回策定委員会	■第5次地域福祉活動計画課題課題及びニーズについて ■第5次地域福祉活動計画体系（案）について ■取り組みの方向性 ■もくじ
10月29日	第3回策定委員会	■第5次地域福祉活動計画　素案について
11月16日～30日	パブリックコメント	■意見提出者数　●人 ■意見件数　●件
12月23日	第4回策定委員会	■パブリックコメント結果報告 ■第5次地域福祉活動計画意見募集後の最終案について ■取り組みスケジュール（案）

課題及びニーズの引用調査、協力団体

（1）既存の調査

・令和7年度介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査報告書
・福井市第4次多文化共生推進プラン【資料編】 令和7年3月
・福井市の現状データ集（令和8年6月版）
・ふくい市政のあらまし（令和8年度版）
・令和元年度福井市ひとり親家庭実態調査報告
・第1期福井市こども未来計画（令和7～11年度）
・少子化・子育てに関する福井市民意識調査（R5年市民意識調査）
・R5全国学力・学習状況調査　生徒・児童質問（国立教育政策研究所）
・令和7年度障がい児・者福祉団体懇談会
・令和7年度福祉委員活動見守りアンケート
・第2期福井市発達障がい児者支援計画（令和3～8年度）
・令和3年度福井県医療的ケア児等実態調査結果報告書
・令和7年度版 福井市統計書
・令和6年度ヤングケアラーに関する調査結果

（2）関係機関・団体へのヒアリング及び懇談会

分野	対象団体	方法
こども分野	主任児童委員	ヒアリングシート
	福井市母子寡婦福祉連合会	
	福井市子ども会育成連合会	
	福井県子どもNPOセンター	
	移動子ども食堂くるくるごはん804	
	BRICOLAB	
障がい者分野	福井市基幹相談支援センター	ヒアリングシート
	福井市地区障がい相談支援事業所	
	福井市聴力障害者福祉協会、福井市視覚障害者福祉協会、羽二重ねっと、自立生活センターCom-Support Project、摂食障害ピアサポートゆっくり、（一社）HELKEMA、福井県断酒会、福井市肢体不自由児（者）協会、（一社）らいと、福井地区精神保健福祉家族会あすわ会　他、個人	懇談会
高齢者分野	福井市介護者家族の会（かたらい会）	ヒアリングシート
	福井市地域包括支援センター	
	福井市介護サービス事業者連絡会	
地域福祉分野	地区社会福祉協議会	ヒアリングシート
	福井市単位民生児童委員協議会	
	社会的養護当事者団体エズ・ピエス	
	福井県地域生活定着支援センター	
	市内社会福祉法人	
	福井県国際交流協会	懇談会
	ふくい市民国際交流協会	
	市社協職員	職員学習会

※実施日は、34ページ参照

第5次福井市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条　社会福祉法人福井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は福井市における、これからの地域福祉活動のあり方を示すため、第5次地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、福井市社会福祉協議会第5次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2条　委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2　委員は次の各号に掲げる者の中から、社協会長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）地区社会福祉協議会関係者

（3）介護サービス事業者

（4）社会福祉団体及び関係団体代表者

（5）ボランティア、NPO 関係者

（6）関係行政機関

（7）その他会長が必要と認めるもの

3　委員の任期は委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

4　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第3条　委員会に委員長及び副委員長を 1 名置き、委員の互選により選出する。

2　委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

3　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務をつとめる。

（検討事項）

第4条　委員会は、次に掲げる各号の事項を検討する。

（1）計画案の策定に関すること。

（2）その他計画案の策定に関して必要なこと。

（会議）

第5条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員会は、委員の半数以上の出席がないと会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第6条　委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を求めることができる。

（成果の報告）

第7条　委員長は、委員会の任務が完了したとき、その成果を速やかに社協会長に報告しなければならない。

（事務局）

第8条　委員会の事務局は、社協内に置く。

（その他）

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し、決定する。

附　則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第5次福井市地域福祉活動計画策定委員名簿（敬称略）

（任期　令和8年4月1日～令和9年3月31日）

No.	選出区分	関係機関及び団体名	役職名	委員名
1	学識経験者	福井県立大学看護福祉学部	准教授	◎　永井　裕子
2	社会福祉協議会関係者	福井市地区社協連絡協議会	会長	○　今冨　廣子
3		日之出地区社会福祉協議会	福祉委員	乾　陽子
4	介護サービス事業者	福井市介護サービス事業者連絡会	会長	米田　尚
5	社会福祉団体及び関係団体代表	福井市自治会連合会	副会長	松平　久芳
6		福井市民生児童委員協議会連合会	理事	漆﨑　美智遠
7		自立生活センター Com-Support Project	代表	齊藤　輝幸
8		摂食障害ピアサポートゆっくり	代表	林　美紀
9		社会的養護当事者団体エズ・ピエス	会長	大古　実香
10		福井市公民館連絡協議会	理事	村上　勉
11		福井市防災士の会	副会長	真柄　麻美
12		公益財団法人福井県国際交流協会	主査	飯田　隼人
13	ボランティア・NPO関係者	認定NPO法人 福井県子どもNPOセンター	理事長	天方　あすか
14		NPO法人福井芸術・文化フォーラム	アートマネージャー	荒川　裕子
15		ふくい路面電車とまちづくりの会	副会長	畑　みゆき
16		移動子ども食堂くるくるごはん804	代表	藤井　貴子
17	関係行政機関	福井市福祉健康部福祉事務所	所長	箕手　康裕

◎ 策定委員長

○ 策定副委員長

第5次福井市地域福祉活動計画

2027年(令和9)年3月

編集・発刊
社会福祉法人　福井市社会福祉協議会

〒910－0018　福井市田原1丁目13番6号（フェニックス・プラザ1階）
TEL　　0776－26－1853　FAX 0776－26－9109
E-mail　info@fukuic-shakyo.jp
Webｻｲﾄ　https://www.fukuic-shakyo.jp/
Facebook https://www.facebook.com/fukuic.shakyo/

福井市社協のWebサイト



福井市社協のFacebook

この冊子はUDフォントを使って作成しています